

Title	卜辞に見える咸戊と咸
Sub Title	A study on Xian Wu 咸戊 and Xian 咸 in the Yin oracle records
Author	武者, 章(Musha, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.4 (1976. 7) ,p.25(291)- 34(300)
JaLC DOI	
Abstract	卜辞にあらわれる「咸戊」と「咸」という神格が、羅振玉以来、『尚書』君ニ、『白虎通』姓名篇などに見える殷の質臣「巫咸」であろうことについては、陳夢家を除いては、異説を見ないようである。「巫咸」は、いにしへの賢臣あるいは神巫として『史記』殷本紀、『周礼』、『楚辞』離騷、『山海経』などに見え、又詛楚文にも「大神巫咸」として散見する。ところで「咸戊」等に関する今日までの研究は、文献上の「巫咸」と卜辞上の「咸戊」・「咸」との間を関係づけることにのみ費やされてきた趣がある。又、字形上より言えば、「咸(𠄎)」と「咸(𠄎)」の違いも閑却される傾向であった。この小論においては、卜辞に見える「咸戊」・「咸」と、文献上の「巫咸」との関係を考察することより、まず卜辞の「咸戊」と「咸」がどのような性格を有する神格であったのかを検討し、進んでそれから派生する幾つかの問題点に及びたい。その場合、「咸」と「成」と厳しく弁別しなければならないことは、言うまでもない。以下、「咸戊」と「咸」の卜辞例のうち、辞意の比較的知りうるものを列挙し、検討して行きたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760700-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

卜辞に見える咸戊と咸

武者章

卜辞にあらわれる「咸戊」と「咸」という神格が、羅振玉以来、『尚書』君奭、『白虎通』姓名篇などに見える殷の賢臣「巫咸」であろうことについては、⁽¹⁾陳夢家を除いては、異説を見ないようである。「巫咸」は、いにしへの賢臣あるいは神巫として『史記』殷本紀、『周礼』、『楚辞』離騷、『山海経』などに見え、又詛楚文にも「大神巫咸」として散見する。ところで「咸戊」等に関する今日までの研究は、文献上の「巫咸」と卜辞上の「咸戊」・「咸」との間を関係づけることにのみ費やされてきた趣がある。⁽³⁾又、字形上より言えば、「咸(𠄎)」と「成(𠄎)」の違いも閑却される傾向であった。⁽⁴⁾この小論においては、卜辞に見える「咸戊」・「咸」と、文献上の「巫咸」との関係を考察することより、まず卜辞の「咸戊」と「咸」がどのような性格を有する神格であったのかを検討し、進んでそれから派生する幾つかの問題点に及びたい。その場合、「咸」と「成」と厳しく弁別しなければならぬことは、言うまでもない。

以下、「咸戊」と「咸」の卜辞例のうち、辞意の比較的知りうるものを列挙し、検討して行きたい。

一、咸 戊

(一) 貞、𠄎_三咸戊。𠄎_三學戊。

乙・753

卜辞に見える咸戊と咸

- | | |
|--|----------|
| (一) 出 _三 犬于咸戊。學戊。 | 丙・198反 |
| (二) 貞、出 _三 于咸戊。貞、今甲午、啟。 | 前・1・43・5 |
| (三) 貞、斬 _三 于咸戊。 | 乙・4309 |
| (四) 辛未、王令 _レ 伐先 _三 咸戊。 | 佚・383 |
| (五) 咸戊王穀。 | 丙・554 |

今、6例を挙げたが、同一辞意のもの、辞意の明らかでないものは除いた。

(一)(二)は、「咸戊」と共に「學戊」が「出」の祭りを受けている例であり、(二)では犬の犠牲が捧げられている。(三)では「出」の祭りが行われ、天候が改_レれるかどうか_トが貞_トわれている。「咸戊」関係辞は卜辞第一期のみあらわれるが、この第一期では「出」の祭りは一般的な祭儀である。ただし、その具体的内容については知られていない。が、「咸戊」に関しては、(三)に見られるように、天候のことが貞_トわれており、(一)の同版上、(二)の表側にも、雨のことが記されている。雨が降るかいなかは、農耕上に大きな影響を及ぼすものであり、そのことが貞_トわれる「咸戊」という神は、いわば農耕神としての性格を持つ存在と当時考えられていた、と見ることができよう。

(四)では、「斬」の祭りの対象となっている。「斬」字は、木を束ねたものに戌を加える形に作っており、丘陵地の近くで行われたものと考えられている。⁽⁵⁾(五)は、王が_レ族に命じて伐の祭りを行うのにあたって、「咸戊」を先にしましょうか、というのであるから、(一)(二)で見える「學戊」の神などのような神格を祭る、その先後を貞_トっているのであろう。「咸戊」は殷王朝においてのみならず、その支配下にある族によっても祭られているのである。(六)は「咸戊」が王に_タを_下す例である。_タを下すのは先王先妣の例が多いことが指摘されているが、⁽⁶⁾「咸戊」の他、「河」乙5265、「季」乙28

93、「寅尹」乙2981、も王に⁽⁷⁾~~尗~~を下すことがあった。「河」「季」は自然神的性格を持つ神であり、「寅尹」は、殷の湯王を輔けて功あった伊尹と目されている神である。「咸戊」は、先王先妣及び自然神的性格を持つ神々と同様、~~尗~~を下す権能を持っていたわけである。その~~尗~~の内容は知りえないが、自然神的性格の場合、雨・年穀など農耕に関するものが多⁽⁸⁾いという。

このように「咸戊」は(一)~(三)の卜辞より雨に関する神であり、(四)の「斬」祭の例から、丘陵地の近くでその祭りが行われることもあった。(五)では殷の支配下にある⁽⁹⁾族によって祭られることがあり、(六)の例では、王に~~尗~~をし、その神としての威力は先王先妣、自然神的性格を持つ「河」などの神々と同様のものであった、即ち神としての位置の高さは少くともそれらに近い存在であった。以上のことが「咸戊」については窺い知ることができる。

二、咸

(七) 貞、咸・大甲丁。

後下・18・9

(八) 貞、下乙不^レ賓^ニ于咸。

貞、大甲不^レ賓^ニ于咸。

乙・2455

(九) 甲辰^(卜)敵貞、下乙賓^ニ于帝。

貞、咸不^レ賓^ニ于帝。

乙・7197

(十) 庚子卜、咸于帝五……。

南明・508 IV

(出) 癸^ニ于咸。

簠人・25

卜辞に見える咸戊と咸

- (㉑) 貞、勿_レ癸_ニ于_レ咸麓、 乙・2737
- (㉒) ……王咸、告_ニ祖乙_ニ宰。 京・683
- (㉓) 貞、卜_レ自_レ咸三宰。 京・624
- (㉔) 貞、咸允又_レ王。 乙・7509
- (㉕) 貞、咸子美_レ出雨。 乙・3415反
- (㉖) 子美_レ出雨。 乙・3471
- (㉗) 丙申卜敵貞、來乙巳_レ醜_ニ下乙_ニ、王固曰、佳_レ希、其_レ設、乙巳_レ醜明雨、伐既雨、 乙巳_レ醜明雨、伐既雨、
咸伐亦雨、改卯_ニ鳥星。 丙・207
- (㉘) 乙卯卜王、咸_レ火_レ、余曰雀_レ咄人伐_レ面。 續・1・9・8

(㉑)(㉒)にあらわれる「咸」はすべて成の下は口に作っており、丁に作る「成」とは区別した。(㉑)は、「咸」とともに殷の祖王である「大甲」が「丁」において祭られている。(㉒)では、「咸」と共に「大甲」の他、「下乙」、「帝」が祭られている。「帝」は周知のごとく上帝であり、殷代にあつては、最高神である。(㉑)では、「咸」と「帝」が並び祭られている。この辞は、「咸」関係辞が第一期に集中しているなかにあつて、第四期の例であり、「咸」を祭ることが、第一期のみの特殊なものではなかったことを示している。そして「咸」が上帝と並祭されていることは、他の神格、所謂殷の先公先王では(㉒)に見える「下乙」を除いてはない。「咸」が神格として特に重んじられていたことが知られる所以である。

ところで、今「咸」と共に上帝に賓祭されている例として挙げた「下乙」は、胡厚宣が祖王の一人である「祖乙」に比定した説を提出して以来、今日まで半ば定説化した感があるが、先に示した(㉑)の丙198の表側に、「祖乙」と共に、「下

乙」の名が見えるように、同一人物であるとは、考え難い例がある。干支日の順によって、祭祀を受けた次第を復原してみると、「下乙」は、同じ十干名を持つ大乙に当たると考えられる節がある。⁽¹⁰⁾又、胡厚宣も挙げている後上8・2の例に、「唐（大乙の異名）」と「下乙」が並列されており、「大乙」に当たるとも考え難い。

卜辞に見える殷の祖王は、すべて『史記』殷本紀、『竹書紀年』等の文献にあらわれてくるわけではなく、比定されない例は少なくない。「下乙」も、あるいはそうした一例かもしれない。

(四)は、殷代で最も重んじられた祀典である禘の祭祀の例である。(五)では、「咸の麓」において禘祭が行われている。(六)では、「咸」は祭名として見え、同時に「祖乙」に対して「告」の祭祀が行われている。(七)(八)(九)の例から「咸」は、「大甲」「下乙」「上帝」「祖乙」の神格に関わりを有しており、ここには示さなかった他の例、丙39、207、209、115、562、乙7174の同版上に「咸」と共に「下乙」が見える。単なる比較の問題にすぎぬが、「咸」と「下乙」との関係を窺わせるものがあるかもしれない。

(四)では、「咸」より何神かの神格に対して、「~~下乙~~」の祭祀が行われている。「咸」を筆頭に(一)(二)で見えた「學戊」の神を含むような神々の系統が設定されていたのであろうか。(五)は、「咸」が王即ち武丁に佐助を与える例である。(六)(七)では、殷の王子である「子美」に~~豊~~を下すか否かが貞われている。(八)は背面に、(九)は同版上に雨のことが見える。~~豊~~の内容もそれに關することを示すものと考えられる。(六)は卜辞では長文に属するものである。来る乙巳の日に「下乙」に「~~豊~~」の祭祀を行いましようか、と貞うたところ、王が判断して言うには、~~豊~~の祭祀をしなさい、祟があれば、「~~豊~~」の祭祀をしなさい、と。それで乙巳の日に「~~豊~~」の祭祀を行ったところ明に雨^{あした}が降り、「伐」の祭祀を行ったところ、既に雨降り、「咸」に「伐」の祭祀をしてもまた雨が降り、「改」の祭祀をし「鳥星（星座の名か）」に「卯」の祭祀をした。雨が打ち続く日があったのであろう、~~豊~~・伐・改・卯と五種の祭祀が行われている。ここでは「咸」は雨を止める神として見える。⁽¹²⁾雨

に関することは(戌)で指摘しておいた。「咸」は雨を止める神であったのである。(戌)における夔祭の目的も、あるいは「咸」のこのような権能を期待するものであったのであろう。

(戌)は、「咸」が神格としてではなく、族名としてあらわれる例である。「咸」の族が、「夂」族に何らかのわざわいを与えることが卜されており、同時に「雀」^出人^入が「面」族を伐つことが記されている。

右のように、「咸」は「大甲」「下乙」さらには上帝とともに祭られている。上帝とともに祭られる例は「下乙」を除いて見ないようである。(戌)の「夔」祭は殷の先公・自然神的性格を持つ神々に対してのみ行われるものであり、(戌)では「咸の麓」でそれを行うかどうか貞うている。「咸」は(戌)で族名として見え、甲骨文では族名と地名とが互いに通用するのが通例であるから、「咸」という地があったのであろう。又、「咸の麓」というからには、その地は山地か丘陵地に近いところではなればなるまい。

三 咸 戊 と 咸

一、二において「咸戊」と「咸」の卜辞例によってその性格を検討したわけであるが、次に両者の関係について述べてみたい。

「咸戊」の「咸」字と、「咸」の字形が一致しているから、両者の間に何らかの必然的關係が存在していたことは否定できまい。それについて王国維が「咸」は「咸戊」を省略した⁽¹⁴⁾ものだと指摘して以来、異なる見解を見ない。が、「咸」の例は「咸戊」に比べて多く、正文が省文より少ない、というのは理屈が合わない。又、「咸戊」と、「戊」字がつく神格は他にも例があり、⁽¹⁵⁾十千名を持つ神は殷の先王を除くと、極めて限られており、それらはいずれも「戊」字を付せ

られた殷王朝における特殊な神であるようである。即ち、元々「咸」という神がいて、その霊力の特殊な力を象徴化する為に、「戊」字を付せられ、「咸戊」とも呼ばれるようになったのではあるまいか。¹⁶⁾

右のように、私は、「咸」が元々の神としての呼ばれ方であった、と考えるわけであるが、さらに、族名としてあらわれる「咸」の存在もこの考えを助けるものとなろう。ここに一つの推測と試みれば、かつて「咸」族が「咸」という神を奉じていて、その祭祀を行うことよって一族としての紐帯を保持し、農耕生産の安定をはかっていた。そこに殷王朝が、中原に進出してその支配圏を拡大して行くに当って、「咸」族の「咸」の神を祭る祭祀権を奪い取って殷王朝においてその祭祀を行い、「咸」族をその支配の下に包含する、という過程が考えられる。

殷王朝が中原の支配を押し進めて行く一つの方式として、右のような手続が取られたのであろう。赤塚忠氏は、「河」族の場合について、細かい配慮を示しつつこのような支配のあり方を論証されている。¹⁷⁾ この「咸」族の場合も、赤塚氏が論証された殷王朝と「河」族との間の支配の在り方が、指摘しうるのである。

さて、この「咸」族がどの辺りに居住していたのか、¹⁸⁾ 宛に見える族を手掛りに検討してみたい。

「咸」にわざわざいされる側の「 \times 」は、「己卯卜王貞、余呼 \times 敦 \times 」。「存下・319」の例より、「 \times 」族に近いことが知られる。 \times 族は、すでに¹⁹⁾ 宛に見え、「咸戊」を祭ることを命ぜられてもいる。又、「乙己卜貞、 \times 衆雀伐 \times 羌、²⁰⁾ 因。」²¹⁾ 粹・1167では「雀」と共同して、西の方、羌族を伐っている例があり、²²⁾ 宛に見える、「 \times 」「 \times 」「雀」は近接していたことが知られる。「雀」の地望は、白川静氏によると、河南省温県付近である、²³⁾ という。温県は、黄河をはさんで鄭州と向い合う地に位置しており、殷都安陽の西南に位する。²⁴⁾ 宛にはなお²⁵⁾ 咄と「面」が見えるが、辞例乏しく地望は考えようがない。「咸」の族名として見える例に、「貞、曰 \times 咸見……。」²⁶⁾ 金・635
があり、又

「貞、亦師般在^レ里^レ呼^レ貞在^ニ之^ノ奠。」鉄・168・3

があり、島邦男氏に依れば、「^里」は、殷都のはるか西、黄河の河曲辺に在る、⁽¹⁹⁾という。黄河の河曲辺ではあまりに西偏しているように思われる。鉄・168・3では、鄭の近くにあり、白川静氏の説くごとく、鄭が鄭州市の辺りであれば、⁽²⁰⁾

「^里」はその近くに位置していたことになる。鄭州の西には「^里」神崇拜の地であったという崇山があるが、「咸戊」⁽²¹⁾「咸」関係辞に「^里」との関連を示すものはなく、この方面とは考えにくい。「^里」は、山西省平陸方面との指摘もあるが、⁽²²⁾「咸」がその付近とすると少しく殷都より遠いと考えられる。

おおよその地域としては、「^雀」がいたらしい温県に近いこと、(四)の「^斬」礼、(五)の「^咸」より、丘陵地であること、(六)の「^養」祭を行っていることにより殷都にそう遠くないこと、以上三つの点から考えるに、黄河の北側の丘陵地で山西省南部と河南省の境が考えられる。ただし、関係辞が限られ、かつ、それらの地望がなお定からぬ点があるので検討の余地が多分に残されているとしなければならぬ。

結 語

「咸戊」という神格は第一期に集中し、「咸」については、第四期にも見えるばかりでその後消息を絶ってしまふ。このことは、第四期に上帝と並称されるほどに尊崇され、族名の例は極めて少ないが、殷王朝にあっては、栄えていた族であったのが、その後何らかの事態によって衰え、卜辞の世界から姿を消す、と考えるべきなのであろうか。

ここでは、殷代において殷王朝とその支配の下にあった諸氏族との関係がどのようなものであったのかを、その一つの例として「咸」族を取りあげて、検討してみた。その結果、「咸」という族が、殷王朝の支配の下に組み込まれて行くに

あたって、その奉じていた神である「威」の祭祀権を殷王朝に奪われ、その支配に服していくという過程が考えられることを指摘した。

このような支配の在り方が、殷代においてどの程度一般的であったのか、なお明らかではない。殷王朝の支配方式として、一つの有力なものであったのかどうか、あるいは、ありえたのかどうか、今後の展開を期したい。

本論は、本年10月18日三田史学会において行った発表の要旨である。まとめるにあたって、伊藤清司先生の御教示を頂いた。ここに謝意を表したい。

一九七五年十月二十七日

注

(1) 羅一九一五 王一九二七 陳一九三六 胡一九四四

(2) 陳一九五六 陳氏は、「威戊」を殷の祖王である「大戊」

の私名である、としている。

(3) 注(1)

(4) 陳一九五六で、「威」は戊と口(𠄎)に従い、「成」は戊と丁「𠄎」に従うとし、李一九六五でも「威」と「成」の字形上の区別がなされている。張一九六二では、その区別は困難とし、「威」を「成」とみなしている。が、口に従うと丁に従う

とでは明らかに別字である。又、乙7016では「上甲」「成」

「大丁」「大甲」「祖乙」と、「成」は先王の系列にあり、

「威」ではこの例を見ない。「威」と「成」は、この点においても区別されるべきである。

(5) 赤塚一九六四

(6) 白川一九五八 一一二頁

(7) 陳一九五六

(8) 注(6) 一一三頁

(9) 胡一九四四 張一九六二 四二考釈

(10) 張一九六二

卜辞に見える威戊と威

文献表

- (11) 陳一九三六
- (12) 赤塚一九六四
- (13) ㊦(11)に同じ
- (14) 王一九二七
- (15) 卜辞例(一)(二)の「學戊」があり、「盡戊」前・1・44・7がある。
- (16) 「戊」字は、鉞のようなものの象形字であり、字形にその靈力を示すものが認められていたとも考えられる。
- (17) 赤塚一九五六
- (18) 白川一九五七B
- (19) 島一九五八
- (20) 白川一九五七A
- (21) 白川一九六二
- (22) 人一九五九 三八七考釈

赤塚 忠	一九五六	「殷王朝における「尸」の祭祀とその起源」
王 國維	一九二七	「古史新證」
貝塚茂樹	一九五九	「京都大学人文科学研究所蔵甲骨文字」
胡 厚宣	一九四四	「卜辭下乙説」
島 邦男	一九五八	「殷虚卜辭研究」
白川 靜	一九五七A	「殷代雄族考」其一 鄭
	一九五七B	「殷代雄族考」其二 雀
	一九五八	「中国古代の共同体」
	一九六二	「羌族考」
張 秉權	一九六二	「小屯殷虚文字内編」
陳 夢家	一九三六	「古文字中之商周祭祀」
	一九五六	「卜辭綜述」
羅 振玉	一九一五	「殷虚書契考釋」
李 孝定	一九六五	「甲骨文字集釋」

前号訂正 (可児氏論文)

四五、四六、五〇、五五頁

普渡を普度とする